

有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成18年2月1日
(第198期) 至 平成19年1月31日

本書は金融商品取引法に基づく有価証券報告書を開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年4月24日に提出したデータを出力・印刷したものであります。

丸 善 株 式 会 社

東京都中央区日本橋3丁目9番2号

(E03016)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年4月24日

【事業年度】 第198期
(自 平成18年2月1日 至 平成19年1月31日)

【会社名】 丸善株式会社

【英訳名】 Maruzen Company, Limited.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小城 武彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03-3272-7011

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長
月本 和是

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目9番2号

【電話番号】 03-3272-7011

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長
月本 和是

【縦覧に供する場所】 丸善株式会社 名古屋支店
(名古屋市中区栄3丁目2番7号)
丸善株式会社 大阪支店
(大阪市中央区久太郎町2丁目5番28号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年4月27日に提出いたしました第198期（自平成18年2月1日至平成19年1月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

4 事業等のリスク

第3 設備の状況

1 設備投資等の概要

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

（訂正前）

(1) 財政状態及び経営成績の大幅な変動

教育・学術市場においては、今後も引き続きシェアの拡大とアウトソーシング事業、ITソリューション事業の受注拡大を図ることにより収益を確保してまいりますが、予算抑制状況の中で外国雑誌商戦における想定以上の競争激化が収益に影響を及ぼす可能性があります。

（略）

（訂正後）

本有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末（平成19年1月31日）現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の大幅な変動

教育・学術市場においては、今後も引き続きシェアの拡大とアウトソーシング事業、ITソリューション事業の受注拡大を図ることにより収益を確保してまいりますが、予算抑制状況の中で外国雑誌商戦における想定以上の競争激化が収益に影響を及ぼす可能性があります。

（略）

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(訂正前)

	当連結会計年度	前年比
教育・学術事業	75百万円	—%
店舗事業	436	—
出版事業	0	—
店舗内装事業及びその他事業	48	—
計	560	—
消去又は全社	60	—
合計	621	—

(注) 前連結会計年度は決算期変更に伴う10ヶ月決算であるため、前年同期比較の記載は行っておりません。

(訂正後)

当社グループでは「選択と集中」の考え方にに基づき、競争力と収益性の向上を目的とした設備投資を行っております。当連結会計年度において主な設備投資は店舗事業における新規出店に伴うものであります。

	当連結会計年度	前年比
教育・学術事業	75百万円	—%
店舗事業	436	—
出版事業	0	—
店舗内装事業及びその他事業	48	—
計	560	—
消去又は全社	60	—
合計	621	—

(注) 前連結会計年度は決算期変更に伴う10ヶ月決算であるため、前年同期比較の記載は行っておりません。

店舗事業において「ラゾーナ川崎店」「八尾アリオ店」等の新規出店に伴い、436百万円の設備投資を行いました。

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(略)

(1) 提出会社の企業統治に関する状況

①会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、当期末現在（平成19年1月31日）3名の常勤監査役（うち、社外監査役2名）からなる「監査役会」を構成し、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査するとともに、監査役独自に部門監査を行うなど、経営監視に有効に機能しております。なお、本年4月26日開催の定時株主総会において、監査体制の強化を図るため社外監査役を1名増員いたしましたので、本有価証券報告書提出日現在では3名の常勤監査役（うち、社外監査役2名）と1名の非常勤監査役（社外監査役）による監査体制であります。

当社の「取締役会」は当期末現在（平成19年1月31日）9名の取締役（うち社外取締役2名）で構成され、定例取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、法定事項と取締役会規則に定める重要事項の全てを決定しております。また社外取締役は、幅広い視野で経営戦略の策定と実行に総合的な助言を行っております。なお、本年4月26日開催の定時株主総会において、取締役を1名減員いたしましたので、本有価証券報告書提出日現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。

また、当社は経営の意思決定のスピードアップ及び業務執行との分離を徹底するため執行役員制度を導入しております。執行役員は「取締役会」が決定した経営方針に従い、それぞれが担当する部門において適切な業務執行を行う役員と位置付け、取締役と責任の違いを明確にしております。また毎月定期的にPDCA推進の為の会議を開催し、各部門が実施すべき具体的なアクションプランに基づく課題について議論しております。当期末現在（平成19年1月31日）の執行役員は12名（内、取締役兼務者3名）であります。

(略)

(5) 業務を執行した公認会計士の氏名

当社と監査法人トーマツとの間で、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、西岡 雅信氏、平野 満氏であります。なお、監査年数は7年を経過していないため、記載を省略しております。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補4名、その他1名であります。

※業務執行・監視及び内部統制・リスク管理体制の仕組みは以下のようになります。

(略)

(訂正後)

(略)

(1) 提出会社の企業統治に関する状況

① 会社の機関の内容

当社は監査役制度を採用しており、当期末現在（平成19年1月31日）3名の常勤監査役（うち、社外監査役2名）からなる「監査役会」を構成し、取締役の業務執行の状況を客観的な立場から監査するとともに、監査役独自に部門監査を行うなど、経営監視に有効に機能しております。なお、本年4月26日開催の定時株主総会において、監査体制の強化を図るため社外監査役を1名増員いたしましたので、本有価証券報告書提出日現在では3名の常勤監査役（うち、社外監査役2名）と1名の非常勤監査役（社外監査役）による監査体制であります。

当社の「取締役会」は、構成員である取締役の人数を10名以内とする旨を定款に定めております。当期末現在（平成19年1月31日）9名の取締役（うち社外取締役2名）で構成され、定例取締役会を月1回、また必要に応じて臨時取締役会を随時開催し、法定事項と取締役会規則に定める重要事項の全てを決定しております。また社外取締役は、幅広い視野で経営戦略の策定と実行に総合的な助言を行っております。なお、本年4月26日開催の定時株主総会において、取締役を1名減員いたしましたので、本有価証券報告書提出日現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）であります。

当社の取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、当社は経営の意思決定のスピードアップ及び業務執行との分離を徹底するため執行役員制度を導入しております。執行役員は「取締役会」が決定した経営方針に従い、それぞれが担当する部門において適切な業務執行を行う役員と位置付け、取締役と責任の違いを明確にしております。また毎月定期的にPDCA推進の為の会議を開催し、各部門が実施すべき具体的なアクションプランに基づく課題について議論しております。当期末現在（平成19年1月31日）の執行役員は12名（内、取締役兼務者3名）であります。

(略)

(5) 業務を執行した公認会計士の氏名

当社と監査法人トーマツとの間で、監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を実施しております。

会計監査業務を執行した公認会計士は、西岡 雅信氏、平野 満氏であります。なお、監査年数は7年を経過していないため、記載を省略しております。また、当社の会計監査に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補4名、その他1名であります。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

① 自己の株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元ができるよう、取締役会の決議により毎年7月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

※業務執行・監視及び内部統制・リスク管理体制の仕組みは以下のようになります。

(略)